

被保険者証等の廃止について

1 概要

法改正により令和6年12月2日から、従来の被保険証及び限度証等が廃止（発行済みのものはR7.7.31まで有効）され、マイナ保険証（保険証利用登録がされたマイナンバーカード）によるオンライン資格確認による資格確認方法が原則となることに伴い、これまでの運用が変更となります（運用スケジュールは別表のとおり）。

なお、12月2日以降は、従来の被保険証及び限度証等の再発行も行わないこととなります。

2 主な変更点

- (1) マイナ保険証での医療機関等の受診が原則となる。
- (2) マイナ保険証の利用有無により交付されるものが異なり、利用有りの方は被保険者情報伝える「資格情報のお知らせ」を、利用の無い方はこれまでの被保険証の代わりとなる「資格確認書」を交付。

【参考：オンライン資格確認システムを導入していない医療機関受診時の対応】

- ・「マイナンバーカード+資格情報のお知らせ」又は「資格確認書」にて受診
- ・マイナ保険証利用者が負担区分を示す書類が必要な場合は、申請にて任意記載事項である負担区分を記載した資格確認書を交付

3 新たな発行物及び仕様

(1) 資格確認書

○サイズ・材質

はがき型（被保険証と同サイズ）

○有効期限

1年間（国通知より、これまでの保険証の有効期限を踏まえ決定）

○記載事項

〈必須事項〉

- ①氏名、②性別、③生年月日、④被保険者番号、⑤保険者番号、⑥保険者名、⑦交付年月日、⑧資格取得年月日、⑨負担割合、⑩発行期日、⑪有効期限、⑫住所

〈任意事項（※1）〉

①一部負担金限度額（高額療養費）の適用区分及び発効期日（食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の適用区分及び発効期日）（※2）、

②長期入院該当日、③認定を受けた特定疾病区分（記号で表記）及び発効期日

※1 原則本人申請により記載。一度申請があれば、その後の差替えや更新時においても継続して任意事項を記載する形となる。

※2 過去に限度証等発行済みなど、本人希望が推定可能な場合は職権で併記可

○交付対象者

原則、マイナ保険証を利用できない方に対し、申請により交付（受付・発行は各市町村で行う）。ただし、当面の間、マイナ保険証非保有者等に対しは職権にて交付を行う。

【職権交付対象者】

マイナ保険証非取得者、マイナ保険証登録解除者、電子証明書期限切れの者、DV 被害者、申請により資格確認書が交付された要配慮者の資格確認書更新時

(2) 資格情報通知書（＝資格情報のお知らせ）

○サイズ・材質

A 4 用紙サイズ

○有効期限

1 年間（負担割合の有効期限により決定）

○記載事項

①氏名、②被保険者番号、③保険者番号、④保険者名、⑤負担割合及び有効期限、
⑥発行期日、⑦交付年月日

○交付対象者

マイナ保険証保有者（マイナカードによりオンライン資格確認を受けられる被保険者。資格確認書交付者を除く。）

(3) 被保険者の資格に係る事実を記載した書面

○サイズ・材質

未定

○有効期限

とくになし（申請時点の情報を開示するものであるため）

○記載事項

①氏名、②生年月日、③個人番号又は被保険者番号

※ 資格が確認できない者はその旨を通知

○交付対象者

申請を行った者

4 パターン別の各種証発行時運用の詳細

(1) 新規資格取得時

被保険者情報作成時にマイナ保険証の利用有無情報を取込み、利用の有無により「資格確認書」又は「資格情報のお知らせ」を交付（令和6年12月1日までに資格取得する者に対しては、従来の被保険証を交付）

(2) 年次更新時

年次更新時点におけるマイナ保険証の利用有無により、全ての被保険者に対し「資格確認書」又は「資格情報のお知らせ」のいずれかを交付。

※ マイナ保険証利用者であっても、要配慮者であることを理由に資格確認書を交付している場合は、職権で「資格確認書」を交付。

(3) 券面情報更新時

年次更新以外で「資格確認書」又は「資格情報のお知らせ」それぞれの券面情報に変更があった場合に、随時変更後のものを交付。

(4) マイナンバーカード関連

マイナ保険証の利用解除、マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れ、マイナンバーカードの返納があった場合、「資格確認書」を交付。

【暫定的な運用（～R7.7.31）】

上記(1)及び(3)においては、令和7年8月の年次更新までの間の暫定的な運用として、マイナ保険証の保有状況にかかわらず全ての被保険者へ資格確認書を職権で交付。

5 実施予定の制度周知広報等

これまで被保険者及び医療機関等に対して、「被保険者証が廃止になること」や「マイナ保険証を利用していない方へは申請無く資格確認書を交付すること」などについて、以下のとおり周知広報を行ったところです。

【これまで実施した周知広報等（実施時期）】

① 制度周知リーフレットの作成・配布（R6.3月・7月・随時）

リーフレットを作成し、令和6年3月に道内医療機関（薬局を除く）へ、新規資格取得時及び年次更新時に被保険者へ配布。

② ポスター作成・配布（R6.6月）

道内医療機関等にポスターを配布し、各施設での掲示を依頼。

③ 市町村広報事業（R6.6月）

広域連合作成の原稿案を市町村へ提供し、各市町村の広報誌への掲載を依頼。

④ 新聞折込（R6.7月）

道内5紙（道新、毎日、十勝毎日、朝日、読売）にチラシを折り込み

今後については、上述の運用内容に関する周知広報について、以下のとおり実施を予定しております。

【今後実施予定の周知広報等（実施時期）】

① 制度周知リーフレットの作成・配布（R 7. 3月・7月・随時）

リーフレットを作成し、令和6年3月に道内医療機関（薬局を除く）へ、新規資格取得時及び年次更新時に被保険者へ配布。

② 介護・障害者施設への情報提供（R 7. 4月）

資格確認書の要配慮者への対応等について、広域連合より各市町村へ対応を依頼。

③ ポスター作成・配布（R 7. 6月）

道内医療機関等にポスターを配布し、各施設での掲示を依頼。

④ 市町村広報事業（R 7. 6月）

広域連合作成の原稿案を市町村へ提供し、各市町村の広報誌への掲載を依頼。

⑤ 新聞折込（R 7. 7月）

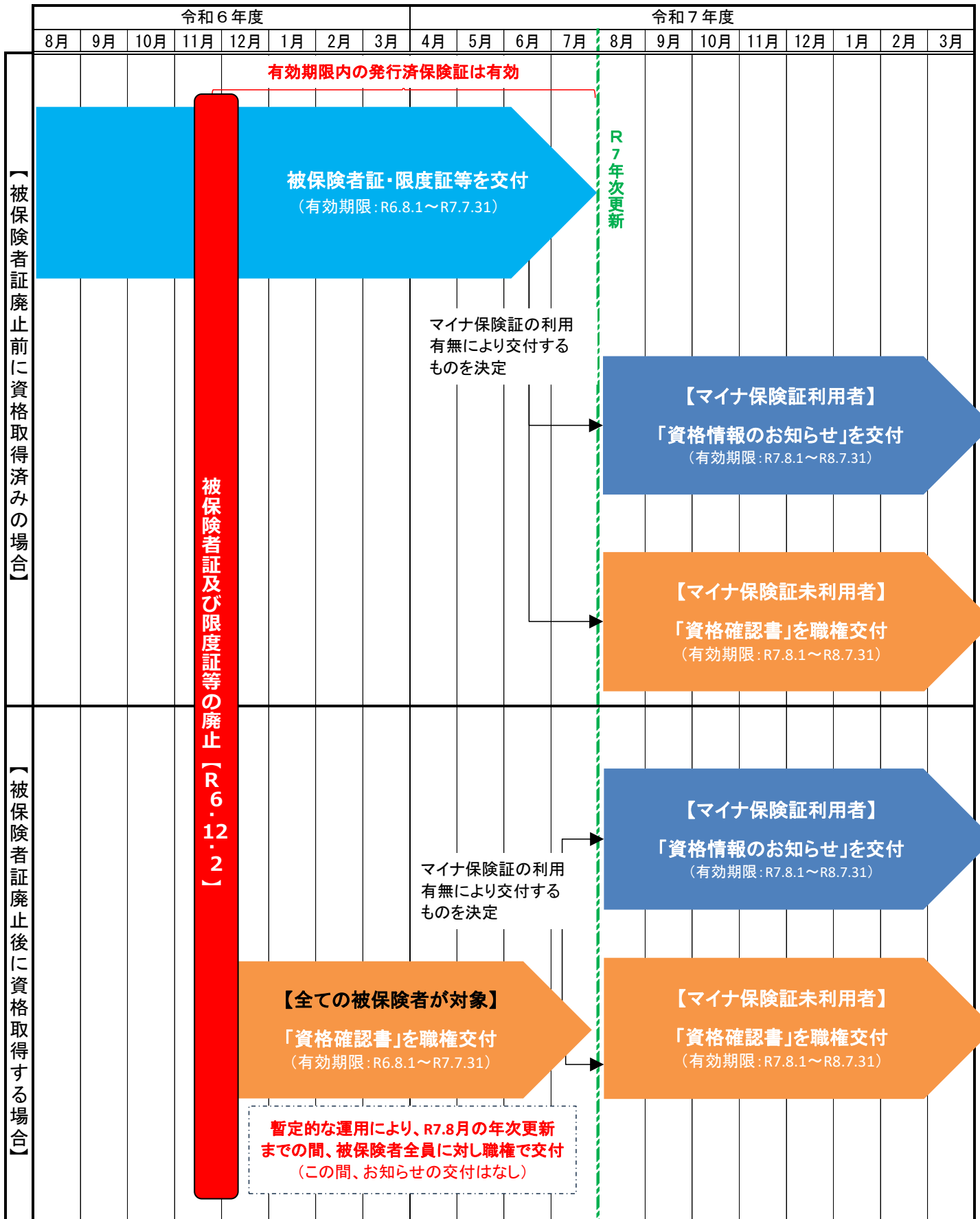
道内5紙（道新、毎日、十勝毎日、朝日、読売）にチラシを折り込み

6 その他の新たな業務（マイナ保険証利用登録解除の受付）

取扱い開始時期未定だが、保険者にてマイナ保険証の利用登録解除の受付を行うこととなる（解除情報をシステムへ入力することでマイナ保険証の利用登録解除が可能）。そのため、保険者側でマイナ保険証の利用有無の確認が可能となる。

運用スケジュール

【資料3 別表】



※ お知らせ・確認書については、記載内容に変更あれば随時差替を実施

※ 「特定疾病受療証」については、マイナ保険証の利用有無にかかわらず別途交付